■◆■――――――

さて、今回の現場レポートでは、現場であまりご相談いただくことのない女性活躍推進法についてお伝えしたいと思っています。
女性活躍推進法は、マイナンバーやストレスチェックに隠れてあまり注目されていらっしゃらない方が多いのですが、概要をお伝えすると「そんなに大変なのか」「期日まで時間がない」と驚かれるお客様が多いというのが印象です。

昨年８月に成立した女性活躍推進法では、常時雇用する労働者数が３０１人以上の企業は、今年の４月までに以下について行うことが義務付けられました（３００人以下の企業については、努力義務ではありますが、人手不足と言われる昨今ではこれらの企業こそ取り組むべきだと思いますので、是非最後までお読みください)。

１．女性活躍に関する状況分析
女性活躍推進法でまず行うのが、自社の女性活躍に関する状況把握です。
把握する項目は定められていて、特に「採用者の女性労働者の割合」、「男女の平均継続勤務年数差」、「各月ごとの平均残業時間数」、「管理職に占める女性労働者の割合」の４つは、把握しなければなりません。なお、採用者の女性労働者の割合と平均勤続年数の差異は、正社員や契約社員等の雇用管理区分ごとに算出します。

２．　課題の分析・行動計画策定・届出等
現状の確認ができたら、数値を分析して、自社の課題を明確にします。
そして、それらを勘案したおおむね２年から５年間の行動計画を策定します。行動計画には、【計画期間】・【目標】・【取組内容等】を盛り込みます。
ここで言う【目標】は、例えば「管理職の女性を●人以上にする」等のように、１つ以上を数値で定めなければいけません。策定した行動計画は、社内周知・外部公表、そして都道府県労働局へ届出が必要になります。

３．　行動計画と男女雇用機会均等法
もし「管理職の女性を●人以上にする」という目標を掲げた場合、どうしても女性労働者を有利に取り扱う措置が頭に浮かびます。

さて、目標達成のために女性を有利に取り扱ってもよいのでしょうか・・・

そこで思い出していただきたいのが、男女雇用機会均等法です。男女雇用機会均等法では募集・採用・配置・昇進・教育訓練等において、性別を理由にどちらか一方を排除すること、不利（または有利）な取り扱いをすることを

原則として禁じています。ただし、一定の要件（例えば、雇用管理区分において女性労働の割合が、4 割を下回っていること）を満たした場合には、女性を有利に取り扱っても、法違反になりません。取組内容が法違反にならないかどうか判断するためにも 1 でご説明した基礎項目の把握は大切になるということです。

４．　女性の活躍に関する情報の公表

行動計画とは別に女性の活躍に関する情報の公表も必要になります。公表する情報についても、法令で定められている 14 項目の内 1 つ以上の項目について数値を公表します。公表した情報女性活躍について自信のある企業については、１つと言わず多くを公表することで、他社との差別化を計ることも可能です。

以上のように、やるべきことが多く求められる一方で、認定制度も設けられていますので、取得することで自社の PR をすることが可能になります。また、公表する内容は求職者も参考にすることになるでしょうから、今後の採用活動にも大きく影響してくるでしょう。ここまで書けば、本気で取り組もうと思われる企業も多くいらっしゃるかと思います。
詳細の記載されたパンフレットも出ていますが、ご不明点等ございましたら担当者まで何なりとご相談ください。

┌────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────…・・*.+°
│【大槻事務所だより】
│今月のテーマは「女性活躍推進法～企業に義務付けられていること～」です！
├────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────
│URL:　http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol83.pdf
└────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────────…・・*.+°

■━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━■

┌──┐
│ 2│大槻事務所スタッフのおすすめの○○（第 42 回目）
└──┘

【 執筆者　 市川智大　編　】

---

∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･∽･･･∞･･･

**～記事の POINT～**

○おすすめ自動車メーカーとその車種

〇世界の超高級車

∽…∞…∽…∞…∽…∞…∽…∞…∽…∞…∽…∞…∽…∞…∽…∞…∽…∞…

■━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━■

突然ですが、みなさんは「車」に興味はありますでしょうか。
今回私がおすすめしたいものはズバリ「車」についてです。
皆様も多かれ少なかれこだわりがあるのではないでしょうか。TOYOTA や
日産、ホンダ、三菱、マツダ・・・あげればきりがありません。
また、外車へのあこがれもある方もいるかと思います。ベンツに BMW、
ジャガー、ポルシェ、フェラーリなどなど。
最近は「若者の車離れ」などと言われているようですが、やはり好きな人は好き。
それが「車」だと思います。

そこで、今回は完全なる私の独断と偏見でおすすめメーカーと車種ベスト 3 を
挙げていきたいと思います。

第三位…ダッジのチャレンジャー

いきなりなにそれ？となる方も多いかもしれませんが、これは映画「ワイルド
スピード」でドミニク(＝ヴィン・ディーゼル)が乗っている車のひとつ！と
いえば形がピンとくる方もいるかもしれませんね。
アメリカ製の車で外見もいかにもアメ車といった形になっています。排気量は
6000CC を上回る物もあり、見た目や大きさも相まってかなりの存在感があり
す。
アメ車が好きな方や、迫力がある車が好きな方にはおすすめです！

第二位…TOYOTA のセンチュリー

世界の TOYOTA から発売されている最高級車のひとつになります。日本で一番
高い車といえばまずこれが思いつくのではないでしょうか。
エンブレムも TOYOTA マークではなく鳳凰となっており、威厳・風格が
感じられます。
センチュリーの中でも、センチュリーロイヤルというシリーズがあるのですが、
全長はなんと 6000mm を超えています。
日本では天皇・皇族の方々が乗られている御料車としても有名です。日本に趣を
置いているため、内装は和紙や毛織物、御影石などを使用するなど非常に高級感
を演出しております。

購入する際には審査がある為、いくつかの条件をクリアした人のみが乗ることのできる車です。
いずれはこの車の後部座席で送迎されるようになってみたいものです。
一度は高級車に乗ってみたい！ロマンだ！と思う方は一度購入を検討してみるのもいいかもしれません。

そして堂々の第一位は…ミツオカのガリュー！

ミツオカ？ガリュー？どの国のどんな車？と思う方も多いかもしれません。
れっきとした日本車で、正しくは光岡自動車の我流といいます。非常にマイナーな会社ではありますが、大蛇(オロチ)を開発した会社といえばわかるかも方もいらっしゃるかもしれません。
光岡自動車とは日本で 10 番目に設立された自動車メーカーです。自動車メーカーとはいうもののエンジンの開発等はしておらず、他メーカーの車種をベースに、改良する仕様となっております。エンジン以外の完全オリジナルカーでは上記で上げた大蛇(オロチ)がその代表です。外装もかなり特徴的で一見すると国産車とは思えません。
ちなみに私が現在乗っている車が光岡自動車の我流です！
人とは違う車に乗ってみたい！目立ちたい！と思う方にはおすすめです！

番外編！
おすすめといえばやはり高級車は外せません。
ということで世界の高級車を紹介したいと思います。

まずはロールスロイスファントム。言わずと知れた世界の高級車の代名詞で、ベントレーとともにイギリスを代表する高級車。値段は 5000 万円ほど。
家が一軒買えてしまいます。

次にブガッティヴェイロン。知る人ぞ知るイタリアの高級車。値段は 2 億円程度。
限定で作られたものは 40 億円で取引があったとか。
ブランドイメージを崩さない為に購入の際は厳正な審査が行われるようです。
噂によると宝くじ一等が当たっただけでは審査に落ちてしまい購入できないとか。ちなみに年間の維持費は 3000 万円とも 5000 万円とも言われており、燃費は 1ℓあたり 800mみたいです。もう驚きの数字が並んでいます。

最後はライカンハイパースポーツ。知らない方も多いかと思いますが、値段に

してなんと 4 億円。
アラブ首長国連邦の W モーターズによって開発されたブガッティをも超える
高級車となっております。なんと内装に金やダイヤモンドがちりばめられている
ようです。
ちなみに映画「ワイルドスピード」でも登場し、なんと空を飛んでいました！
一度はこのような車に乗ってみたいものですね。

皆様も一台お気に入りの車を発見して優雅なドライブを楽しんでみては
いかがでしょうか。

大規模事業所所属　2013 年 9 月入所　市川　智大

■━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━■

## ◎　社労士Ｑ＆Ａ

**【 執筆者 】**　大槻事務所　年金プロジェクト

---

Q: 当社では、昭和 10 年生まれの父が役員として現役で働いています。
今までもらっていた年金がもらえなくなると聞いたのですが本当ですか？

⌒⌒⌒

ただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込み
いただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

◆編集後記

毎年 2 月に行っているリーダー職以上を対象とした研修が 13 日に講師を招いて行われ、私も受講してきます。今年のテーマは「色が持つ効果を理解して、コミュニケーションに活かす」。日々の生活はもちろん、労務管理の視点からも活かす内容を吸収してきたいと思っています。

---

編集　発行 ：社会保険労務士法人　大槻経営労務管理事務所　加藤　悦子
問い合わせ ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓
https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus
Web サイト：　http://www.otuki.org/